

小規模貯水槽水道の衛生管理について

背景

都では、これまでも要綱に基づき小規模貯水槽水道等の監督を行ってきたが、衛生管理の不徹底や検査を実施していないことから、水質の劣化や汚染事故が発生している。

本年4月に施行された改正水道法の趣旨を踏まえ、小規模貯水槽水道等の安全確保を一層強化する必要がある。

対象の考え方

対象とする地域は、市町村(特別区は除く。)

主に児童・生徒、高齢者、病弱者が利用する学校、病院、社会福祉施設等

受水槽の有効容量が一定規模以上(概ね5立方メートル)を超える「小規模貯水槽水道」及び「飲用井戸等」(個人住宅は除く。)

管理の方策

都が行うこと

- 1 水道事業者との連携協力を図る。
効果的な安全対策を執行するため水道事業者と連携協力を図る。
- 2 設置者に対する指導、監督を強化する。
 - (1) 設置者が講ずる衛生上の措置が適切かどうかをチェックし、必要に応じて指導、助言をしていくとともに、適切な措置を講ずるよう指示できることとする。更に改善の指示に従わないときは、給水を停止するよう命ずることができることとする。
 - (2) 水道施設の管理状況を的確に把握するため、設置者からの「報告の徴収」、「水道施設等への立入検査」、「帳簿書類の検査」ができることとする。

設置者が行うこと

- 1 施設の届出を義務づける。
水道施設の実態を把握し、設置者の所在や責任を明らかにするため、水道施設を「設置したとき」、「変更するとき」、「廃止したとき」の届出を義務付ける。
- 2 設置者の果たすべき責任を明らかにし、衛生上の措置を徹底する。
事故を予防するためには、水道施設を日常的に衛生的な維持管理をしなければならない。そこで「水槽等の定期清掃」や、必要に応じて「水質検査」を実施するなどの衛生上の措置を講ずること、また、「関係帳簿書類の保存」等を義務付ける。
- 3 緊急時における措置を明らかにする。
緊急時においては、なによりも被害の拡大を防止しなければならないことから、「給水の停止」、「関係者への周知」、「原因調査」、「改善措置」、「代替水の確保」等により適切な措置を講ずることとする。

水道事業者の責務

都と協力して、小規模貯水槽水道の衛生管理の適正化を図るように努める。

罰則

実効性を確保するため、指導等に従わない場合

対象施設外の設置者が努めること

対象外となる水道施設の管理者に対しても、衛生上の措置、緊急時の措置に従って当該施設の維持管理に努めることとする。